

# 福祉資金のしおり

## -生活福祉資金-

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

このしおりは概要です。詳細は、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

福祉資金は、低所得世帯等に属する方が、日常生活を送る上で、又は自立した生活を送るために一時的に必要である費用を無利子または低利で貸し付ける制度です。

### 貸付条件

いずれの資金も原則として連帯保証人が必要です。その場合、貸付利子は無利子です。ただし、連帯保証人なしでも申請は可能ですが、年利 1.5%の貸付利子が発生します。※1 貸付時の償還計画の期限を過ぎた場合、元金に対して年 3%の延滞利子が発生します。

資金の種類	資金用途	貸付金額	据置期間	償還期間
療養費	療養することで仕事に復帰するための資金	170 万円以内 ※2	最終貸付日から 6 ヶ月以内	5 年以内
介護等費	一時的に介護サービス等を利用するための資金			
福祉費	就職準備、結婚、出産、葬儀等、生活を営む上で一時的に発生する資金	50 万円以内	貸付日から 6 ヶ月以内	3 年以内
福祉費 (住宅)	住宅の増改築、拡張、補修、保全のために必要な経費	250 万円以内		7 年以内
福祉用具 購入費	障がい者または、高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具の購入に必要な経費	170 万円以内		8 年以内
障がい者 自動車 購入費	障がい者が自ら、もしくは障がい者のために使用する自動車の購入、車検、修理費等	250 万円以内		8 年以内
災害援護 資金※3	被災したことにより臨時に必要な経費	150 万円以内		7 年以内
生業費	事業を営むために設備、機械、器具を新しく購入したり、整備する費用およびそれらの補修、改良、改修、拡充などに要する費用	460 万円以内		10 年以内
技能習得費	就業をするために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費	130 万円以内 ※4	修了後 6 ヶ月以内	8 年以内

※1 技能習得費など一部の資金では、連帯借受人を設定することで貸付利子が無利子となる場合があります。詳細は窓口でご確認ください。

※2 療養期間又は介護サービス利用経費を支払うことが困難と認められる期間が 1 年を超え 1 年 6 ヶ月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは 230 万円以内となります。

※3 災害援護資金は被害の大きさの程度に応じて福祉費(住宅)との重複貸付が可能です。この場合の限度額は併せて 400 万円です。

※4 6 ヶ月修了の場合。修了期間に応じて 1 ヶ月単位で最長 3 年間(限度額 15 万円/月)までの貸付が可能です。

## 貸付対象

- ・低所得世帯等の世帯員で、継続的な相談援助とともに定められた使途の範囲内で資金が必要な方。
- 〈貸付対象外〉
- ・支払済みの経費
- ・貸付決定前に発注した経費（葬儀費は除く）
- ・生活福祉資金等を滞納している方
- ・過去に貸付金の償還を免除した履歴のある世帯員
- ・多重債務者または債務整理中の方等 ※ 詳細は「生活福祉資金のご案内」参照

## 貸付相談・申込み・審査

- (1) 貸付相談・申込みの窓口は、お住まいの市町社会福祉協議会です。
- (2) 貸付中、償還中に世帯の経済的自立を目的とした相談支援を受けることが貸付の要件となります。
- (3) 本事業における利用目的の範囲内において、関係機関等と個人情報の共有を行います。
- (4) 借入申込時の提出書類をもとに、三重県社会福祉協議会が設置する貸付等運営委員会で審査を行います。審査は毎月1回行いますので、相談から貸付決定まで概ね1～2ヵ月を要します。提出書類に不備・不足があった場合には、更に日数がかかる場合があります。
- (5) 次のような場合には、貸付不承認となることがあります。
  - ・申請書類に虚偽の申告をされている場合
  - ・資金の使途が制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
  - ・全国の生活福祉資金等の貸付金の償還を滞納している場合（借受人の世帯員を含む）
  - ・負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合
  - ・世帯に暴力団構成員がいる場合
  - ・三重県社会福祉協議会が行う審査にあたって、各種調査に応じていただけない場合

## 貸付決定と貸付方法

- (1) 審査結果については、通知文書を送付します。
- (2) 資金使途や償還能力等を勘案して、申請金額の減額、据置期間、償還期間の変更をして貸付決定することがあります。
- (3) 審査で貸付決定となった場合、借用書等の契約書類の提出後、借受人名義の口座に送金します。ただし、6ヵ月以上の計画に基づく貸付の場合、相談のうえで分割して送金します。

## 償還について

- (1) 償還は、据置期間が経過した後の借受人の指定した金融機関の口座から口座振替によって毎月25日（振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に償還していただきます。
- (2) 償還期間中は、世帯の経済状況に応じて償還額の変更等ができますので、市町の社会福祉協議会にご相談ください。
- (3) 計画通りに償還されない場合は、督促状を送付します。また、状況に応じて法的措置をとる場合もあります。

お問い合わせ・ご相談は、お住まいの市町社会福祉協議会へ